

福山市立桜丘小学校 いじめ防止基本方針

2014年（平成26年）4月1日

福山市立桜丘小学校

[2017年（平成29年）4月1日一部改正]

福山市立桜丘小学校 いじめ防止基本方針

福山市立桜丘小学校
2014年（平成26年）4月1日
2017年（平成29年）4月1日 一部改正

1 いじめの防止等に係る基本的な考え方

(1) 策定の趣旨

いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、いじめられた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめは「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである」との認識に立ち、いじめを許さない集団づくりを通して、いじめの問題の未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応することが大切である。

また、全ての児童が安心して学校生活を送り、自分の夢の実現に向かって様々な活動に自律的に取り組むことができるよう、学校を含め、地域社会全体でいじめの問題に取り組むことが重要である。

この趣旨を踏まえ、本校では、いじめの問題の根絶に向け、「福山市いじめ防止基本方針」を基に、いじめの防止等の基本的な方向を示す「福山市立桜丘小学校いじめ防止基本方針」を策定し、「いじめの防止等を推進する体制づくり」を確立するとともに、いじめ防止の対策を総合的かつ効果的に推進する。

(2) いじめの定義等

「いじめ」をいじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条に基づき、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ◇ 「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- ◇ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かは、表面的・形式的に判断するのではなく、いじめられた児童の立場に立つものとする。
- ◇ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指すものとする。
- ◇ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。
- ◇ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「いじめ防止委員会」等の組織を活用して行う。

(3) 基本的方針

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものであり、加えて、大人には見えにくく、発見することが難しいという特性があり、大人が見逃していたり、見過ごしていたりする可能性がある。

いじめの対応においては、認知件数の多寡のみを問題とするのではなく、アンケート調査や教育相談、日常的な実態把握により、早期に発見（認知）し、早期に対応するなど、学校全体で組織的に取り組むことが重要である。いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めたり、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。

さらに、教職員の言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払う。

また、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

これらについては、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携して対応する必要がある。

ア いじめの未然防止

児童一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において望ましい集団づくりを進めるとともに、全ての児童が積極的に教育活動に参加して活躍することができるよう、「知・徳・体」の基礎・基本の充実を図る。

イ 児童の主体的な活動

児童がしっかりと自律して、自分たちでいじめのない学校をめざして取組んでいくことが重要であることから、児童会を中心として、なかよし集会といった各種児童集会を行う等、児童の主体的な活動を支援する。

ウ いじめの早期発見・早期対応

定期的・計画的なアンケート調査、毎月の教育相談日（第3火曜日）、児童の日記や児童観察などを通して、日常的な実態の把握を進める取組により、小さな兆候を見逃さず、早い段階で的確に対応するなど、いじめの早期発見・早期対応に取り組む。

エ いじめへの組織的な対応

特定の教職員が問題を抱えこむことなく、法第22条により設置する「いじめ防止委員会」を中心に、全教職員がいじめられた児童を守りきるという立場に立ち、組織的に対応する。

オ 家庭や地域との連携

地域社会全体で児童を見守り育てるため、PTAや地域の自治会、学校関係者等が連携・協働する体制を構築する。

2 いじめの防止等に関する取組

(1) 教職員の基本的な姿勢

ア 教職員一人一人が、いじめられている児童を守り切るということを言葉と態度で示す。

イ いじめられている児童を学校全体で守るためにも、児童が発するどんな小さなサインも見逃さない。

ウ 児童一人一人の状況を的確に把握する。全ての教育活動（授業及び休憩時間においても）において望ましい集団づくりを進めるとともに、全ての児童が積極的に教育活動に参加して活躍することができるよう「知・徳・体」の基礎・基本の充実を図る。

エ 特定の教職員が問題を抱え込むことなく、学校全体で情報を共有する。

また、学校だけで問題を解決しようとすることなく、児童一人一人の願いが実現できるように、家庭や関係機関等と一体となった取組みを進める。

(2) 具体的取組

ア 「いじめ防止委員会」の設置

- いじめ防止委員会は次の役職をもって構成する。
校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，保健主事，養護教諭
- 相談窓口について，全教室への掲示を行う。
- いじめの防止及びいじめの早期発見・早期対応を組織的に行うための常設の組織を置く。
- 校務運営組織に位置付けられた組織とする。
- 月1回，定例の「いじめ防止委員会」を開催するとともに，いじめを認知した場合等は，適宜開催する。

年 間 計 画

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
いじめ防止委員会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
児童アンケート		○					○				○	
保護者アンケート		○					○				○	
研修					○				○			

イ 児童への指導

- どのような行為がいじめに当たるのか，いじめられた児童にどのような影響を与えるのか，いじめはどのような構造なのかなど，いじめについて正しく理解させる。
- 社会体験や生活体験の機会を設け，児童の社会性を育み豊かな情操を培う。
- ソーシャルスキルや対人関係スキルなどのトレーニング等を通じて，円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育成する。年間を通じた教材化を図る。
- 自分自身がいじめられていることや友人等がいじめられている事実を教職員や家族，相談機関等に伝えることは，適切な行動であることを理解させる。

ウ 児童の主体的な活動の支援

- 児童会を中心として，なかよし集会といった各種児童集会を行う等，児童の主体的

な活動を支援する。

エ 生徒指導体制及び教育相談体制の構築

- いじめの防止及びいじめ認知時の対応等に係る校内研修の実施
- いじめの防止及びいじめ認知時の保護者・関係機関等との連携
- 児童への、いじめの防止及びいじめの早期発見に係るアンケート調査及び個別面談の実施
- 保護者へのいじめの防止及びいじめの早期発見に係るアンケートの実施
- いじめの防止等に係る保護者への啓発及び広報
- いじめの防止等に係る相談窓口の設置及び広報
- いじめ認知時の対応マニュアルの作成

3 重大事態発生時の対処

重大事態とは(文部科学省定義)

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- 重大事態が発生した場合、速やかに福山市教育委員会に報告し、調査組織（プロジェクトチーム等）を編成する。
- 福山市教育委員会の指導・助言のもと調査を行い、調査結果を福山市教育委員会に報告する。
- 保護者（加害・被害）に対し、校内組織で対応策を速やかに検討して、家庭訪問などの取組みを行う。

4 「福山市立桜丘小学校 いじめ防止基本方針」の公表及び改訂

- ホームページに公表し、必要に応じて検証及び見直しを行う。

2026年度（令和8年度） 福山市立桜丘小学校 いじめ防止行動計画

月	いじめ防止委員会	実態把握及び学力保障	研修及び教育内容等
4	<ul style="list-style-type: none"> 第1回委員会 児童実態交流 学校HP、通信による保護者への周知 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭訪問及び保護者連携による児童の実態把握 毎日の「チャレンジ学習」における学力定着（知） 	<ul style="list-style-type: none"> 運動会実施に向けての集団づくり（体）
5	<ul style="list-style-type: none"> 第2回委員会 児童実態交流 アンケート準備 	<ul style="list-style-type: none"> 授業観察等による児童の実態把握 毎日の「チャレンジ学習」における学力定着（知） 児童へのアンケート実施 保護者へのアンケート実施 児童面談 	<ul style="list-style-type: none"> 新体カテストの実施 それぞれのちがいを認める指導（体）
6	<ul style="list-style-type: none"> 第3回委員会 アンケート集約 	<ul style="list-style-type: none"> 毎日の「チャレンジ学習」における学力定着（知） 	<ul style="list-style-type: none"> 児童集会でのいじめ防止の呼びかけ（児）
7	<ul style="list-style-type: none"> 第4回委員会 アンケート集約 研修の内容検討 	<ul style="list-style-type: none"> 個人懇談による児童実態の把握 毎日の「チャレンジ学習」における学力定着（知） 	<ul style="list-style-type: none"> 夏季休業に向けてのいじめ防止指導 道徳参観日に向けた指導案検討（徳）
8	<ul style="list-style-type: none"> 第5回委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 夏季休業中の職員による地域の見回り 夏季休業中の補修学習による学力定着（知） 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止研修
9	<ul style="list-style-type: none"> 第6回委員会 アンケート準備 	<ul style="list-style-type: none"> 毎日の「チャレンジ学習」における学力定着（知） 	<ul style="list-style-type: none"> 6年生の修学旅行に向けての集団づくり（徳） 5年生の野外活動に向けての集団づくり（徳）
10	<ul style="list-style-type: none"> 第7回委員会 アンケート集約 	<ul style="list-style-type: none"> 児童へのアンケート実施 保護者へのアンケート実施 児童面談 毎日の「チャレンジ学習」における学力定着（知） 	<ul style="list-style-type: none"> 学習発表会に向けての団結及び集団づくり（徳） マラソン大会に向けて児童個々のがんばりを認め合う集団づくり（体）
11	<ul style="list-style-type: none"> 第8回委員会 アンケート集約 研修の内容検討 	<ul style="list-style-type: none"> 毎日の「チャレンジ学習」における学力定着（知） 	<ul style="list-style-type: none"> 学校へ行こう週間

12	<ul style="list-style-type: none"> 第9回委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 個人懇談による児童実態把握 毎日の「チャレンジ学習」における学力定着（知） 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止研修
1	<ul style="list-style-type: none"> 第10回委員会 		<ul style="list-style-type: none"> 児童会行事「6年生を送る会」に向けての集団づくり（徳）
2	<ul style="list-style-type: none"> 第11回委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 毎日の「チャレンジ学習」における学力定着（知） 児童へのアンケート実施 児童面談 保護者へのアンケート実施 	
3	<ul style="list-style-type: none"> 第12回委員会 本年度の課題の整理と次年度方針 	<ul style="list-style-type: none"> 毎日の「チャレンジ学習」における学力定着（知） 	<ul style="list-style-type: none"> 次年度に向けての児童会方針（いじめをなくす）の策定（徳）